

吹田市災害救助資金貸付基金条例施行規則新・旧対照表

は改正箇所

旧	新
<p>(借入れの申込み)</p> <p>第2条 災害救助資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、吹田市災害救助資金借入申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に条例第3条に規定する災害により被害を受けた事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第3条 市長は、申込書の提出を受けたときは、被害の状況その他の必要な事項を調査の上、貸付けの可否及び貸付金額を決定する。</p> <p>2 市長は、前項の規定により貸付けを決定したときは、申込者に災害救助資金貸付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)を交付する。</p> <p>(保証人の選定等)</p>	<p>(保証人)</p> <p>第2条 災害救助資金の貸付けを受ける者は、保証人を立てなければならない。</p> <p>2 保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。</p> <p>3 保証人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 原則として、市内に居住していること。</p> <p>(2) 独立の生計を営み、償還の資力を有する成年者であること。</p> <p>(3) 災害救助資金の貸付けを受けていないこと。</p> <p>(4) 市長の許可を受けた場合を除き、他の借受人の保証をしていないこと。</p> <p>(借入れの申込み)</p> <p>第3条 災害救助資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 災害により被害を受けた事実を証する書類</p> <p>(2) 保証人となる者の保証することに関する承諾書</p> <p>(3) 申込者が属する世帯に属する全ての者及び保証人となる者の所得の額を証する書類(所得の額を本市の公簿等で確認することができる場合にあつては、市職員がこれを調査することに関する当該者の同意書)</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第4条 市長は、借入申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸付金額を決定し、貸付決定通知書により申込者に通知する。</p> <p>(借用書の提出)</p>

旧	新
<p>第4条 <u>申込者は、決定通知書の交付を受けたときは、遅滞なく保証人を選定し、吹田市災害救助資金借用証書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、次の各号に定める要件を備えていなければならない。ただし、市長の許可を得たもののほか、同一人が2以上の借受人の保証をすることができない。</u></p> <p><u>(1) 市内に居住する成年者で、独立の生計を営み、償還の資力を有すると認められる者であること。</u></p> <p><u>(2) 現に資金の貸付けを受けていない者であること。</u></p> <p><u>(3) 申込者でない者であること。</u></p> <p>（貸付金の償還）</p> <p>第5条 <u>貸付金は、条例第6条に定める条件により、毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに均等月賦償還しなければならない。</u></p> <p>（届出義務）</p> <p>第6条 <u>借受人は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 本人及び保証人が住所を変更したとき。</u></p> <p><u>(2) 保証人を変更するとき。</u></p> <p><u>(3) 保証人が死亡したとき。</u></p>	<p>第5条 <u>前条の通知を受けた者は、災害救助資金の交付を受ける時に、借用証書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（貸付金の償還）</p> <p>第6条 <u>災害救助資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、当該月分の償還金を支払わなければならない。</u></p> <p>（保証人の変更等）</p> <p>第7条 <u>借受人は、保証人が死亡したとき、又は保証人が第2条第3項の要件を欠くに至ったときは、遅滞なく新たに保証人を立てなければならない。</u></p> <p>2 <u>借受人は、新たに保証人を立てるときは、保証人変更申出書に保証人となる者の所得の額を証する書類（所得の額を本市の公簿等で確認することができる場合にあつては、市職員がこれを調査することに関する同意書）を添えて市長に提出し、そ</u></p>

旧	新
<p>(委任)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <div data-bbox="154 659 1084 791" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>吹田市災害救助資金借入申込書</p><p>-----略-----</p></div> <p>第2号様式(第3条関係)</p> <div data-bbox="154 911 1084 1043" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>吹田市災害救助資金貸付決定通知書</p><p>-----略-----</p></div> <p>第3号様式(第4条関係)</p> <div data-bbox="154 1163 1084 1295" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>吹田市災害救助資金借用書</p><p>-----略-----</p></div>	<p><u>の承諾を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>借受人は、本人又は保証人が住所を変更したときは、遅滞なく、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(申込書等の様式)</u></p> <p>第8条 <u>この規則に規定する申込書等の様式は、福祉部長が定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 -----略-----</p>

